**平成２２年（フ）第２２５号**
大阪府八尾市跡部南の町１丁目２番12号
債務者　中村　秀樹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６１号**
大阪府枚方市田口山１丁目35番７―306号、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉野田１丁目32番14―21号
債務者　東洋建設こと　田中東洋二
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６７号**
大阪市北区長柄中３丁目４番７号
債務者　山城　隆司
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０４号**
大阪府吹田市江坂町１丁目４番18号
債務者　的場　理紗
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７６５号**
大阪市生野区新今里５丁目７番10―505号
債務者　大村英子こと　韓　　英子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７９７号**
大阪府八尾市長池町１丁目30番地の11
債務者　浦野美映子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２３号**
大阪府高槻市津之江町２丁目36番２号
債務者　小林　新一
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２８号**
大阪府東大阪市加納７丁目13番７号
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７９号**
大阪府豊中市新千里西町２丁目７番５―601号
債務者　木本　秀美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９３４号**
大阪府東大阪市小若江３丁目14番29号
債務者　鈴木　綾美（旧姓泉田）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９５０号**
大阪市東淀川区南江口１丁目２番98―312号
債務者　山本　和夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１８７号**
大阪府寝屋川市豊里町１番７―1303号
債務者　久保田りか（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１２５９号**
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―214号
債務者　豊川　眞司
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３９５号**
大阪府高槻市栄町３丁目４番22―305号
債務者　清水　和美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４９４号**
大阪市阿倍野区播磨町１丁目21番18号　エクセルコート帝塚山407号
債務者　松本　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５１８号**
大阪府東大阪市太平寺２丁目３番29号　東和マンション208号
債務者　神谷　佳宏
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５２５号**
大阪市住吉区苅田９丁目２番25―211号
債務者　弓場登世子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９６号**
兵庫県西宮市柳本町９番26―203号
債務者　髙本　朋子（旧姓藪内）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係